

第四次環境基本計画  
(第 6 節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組部分)  
評価・点検に関わる指標について

【重点取組事項】

- ① 「質」にも着目した循環資源の利促進・高度化  
A. 排出者責任・拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る。

【指標】

- 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況  
○資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数

- ・環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕において「製品アセスメント」及び「環境配慮設計」に類する取組を記載している団体

業種名(団体名)	記述内容(例)
ガス (日本ガス協会)	ガス機器の環境配慮設計
鉄鋼 (日本鉄鋼連盟)	「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」(鐵鋼スラグ協会) の改正を行い、環境安全品質管理の見直し等を実施 鉄鋼製品の有する「無限にリサイクルされる特性」(クローズドループリサイクル) を反映した LCI 計算手法の国際標準化に取り組んでいる
アルミニウム (日本アルミニウム協会)	アルミ缶の薄肉化・軽量化
電線 (日本電線工業会)	電線をリサイクルしやすくなる構造へと改善
ゴム (日本ゴム工業会)	製品・技術開発による原材料・廃棄物削減、リサイクル可能製品の開発
化学 (日本化学工業協会)	LCA の観点からの製品開発、容器包装の薄肉化等による材料削減、工程改善等による歩留まりアップ、副産物の付加価値アップによる製品化等を通じた資源生産性向上
製薬 (日本製薬団体連合会)	容器包装のリサイクルしやすい材質・構造への転換
電機・電子(情報通信ネットワーク産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、電子情報技術産業協会、日本電機工業会)	製品アセスメント(「製品アセスメントマニュアル発行」含む) の実施、アセスメント成果事例等情報発信の取組を推進
ベアリング (日本ベアリング工業会)	環境配慮型製品開発の指標として、環境効率基本式を活用、商品ごとに目標を設定している企業もある。
自動車 (日本自動車工業会)	リサイクルしやすい材の採用、易解体性を考慮した設計

業種名(団体名)	記述内容(例)
自動車部品 (日本自動車部品工業会)	環境配慮設計を評価する「製品環境指標ガイドライン」の作成、設計檀家におけるリサイクル性評価による開発推進
自動車車体 (日本自動車車体工業会)	環境配慮設計の推進
産業車両 (日本産業車両協会)	開発、設計段階からの環境配慮の推進
鉄道車両 (日本鉄道車輛工業会)	リサイクルが容易な車両の設計及び製造
造船 (日本造船工業会)	開発・設計段階から環境に配慮
牛乳・乳製品 (日本乳業協会)	容器の薄肉化・軽量化
清涼飲料 (全国清涼飲料工業会)	容器等の薄肉化・軽量化の推進
ビール (ビール酒造組合)	容器の軽量化の推進
建設 (日本建設業連合会)	環境配慮設計の推進、構造物(製品)の長寿命化
印刷 (日本印刷産業連合会)	環境汚染物質削減・物質循環等の視点からの環境配慮規準を制定し、周知・運用を推進
住宅 (住宅生産団体連合会)	建設資材の原投入量の削減
不動産 (不動産協会)	廃棄物の削減に結びつく設備等の導入
工作機械 (日本工作機械工業会)	分解・再利用しやすい構造等を考慮した開発推進
貿易 (日本貿易会)	リサイクルに適した形状への変更
鉄道 (東日本旅客鉄道)	車両設計時からライフサイクル全体を考慮

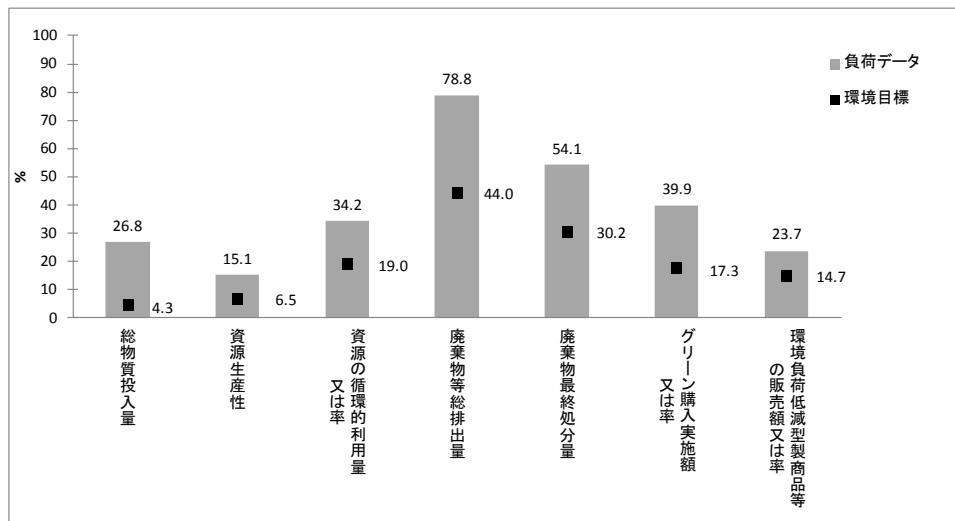
出典：環境自主行動計画（循環型社会形成編—2014年度フォローアップ調査結果）＜個別業種版＞  
（日本経済団体連合会）及び各業界団体への問合せより作成

注1：自主行動計画には、全ての取組が書かれているわけではない点に留意が必要。実際に製品アセスメントや環境配慮設計を実施していても自主行動計画中で取り上げていないこともあるため、書かれていなければ実施していないわけではない点に留意必要。

注2：グリーン調達や原材料投入量削減等だけの取組は含んでいない。

注3：自主行動計画中に記載されている各団体のガイドライン等には製品アセスメント等について記載されている場合でも、直接的に自主行動計画内に記載されていなければ、取り上げていない。

・事業エリア内における環境負荷データを把握している企業の割合及び環境負荷データを把握している企業のうち環境目標を設定している企業の割合



出典：平成 25 年度 環境にやさしい企業行動調査結果（環境省）より作成

※：本設問におけるサンプル数は限定質問のため、総回答数とは異なる。

※：「貴組織では、事業エリア内における環境負荷データを把握していますか。」という問いに対して、「把握している」と答えた企業に対する設問の結果

・環境自主行動計画〔循環型社会形成編 2014 年度〕における業種別独自目標

業界名（団体名）	業種別独自目標			
	再資源化率・リサイクル率	最終処分率・最終処分量 原単位	グリーン購入率・環境配慮製品等購入率	その他
〔1〕 電力（電気事業連合会）	●			
〔2〕 ガス（日本ガス協会）	●			●
〔3〕 石油（石油連盟）		●		
〔4〕 鉄鋼（日本鉄鋼連盟）	●			●
〔5〕 非鉄金属製造（日本鋁業協会）				
〔6〕 アルミニウム（日本アルミニウム協会）	●			
〔7〕 伸銅（日本伸銅協会）		●		
〔8〕 電線（日本電線工業会）				
〔9〕 ゴム（日本ゴム工業会）		●		
〔10〕 板ガラス（板硝子協会）	●			
〔11〕 セメント（セメント協会）				
〔12〕 化学（日本化学工業協会）	▲（データ取得）			
〔13〕 製薬（日本製薬団体連合会）				
〔14〕 製紙（日本製紙連合会）				
〔15〕 電機・電子(情報通信ネットワーク産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、電子情報技術産業協会、日本電機工業会)		●		
〔16〕 産業機械（日本産業機械工業会）	●			
〔17〕 ベアリング（日本ベアリング工業会）	●			
〔18〕 自動車（日本自動車工業会）	●			
〔19〕 自動車部品（日本自動車部品工業会）	●			
〔20〕 自動車車体（日本自動車車体工業会）				●
〔21〕 産業車両（日本産業車両協会）	●			
〔22〕 鉄道車両（日本鉄道車輛工業会）	●			
〔23〕 造船（日本造船工業会）	●			
〔24〕 製粉（製粉協会）	●			

[25] 精糖（精糖工業会）	●			
[26] 牛乳・乳製品（日本乳業協会）	●			
[27] 清涼飲料（全国清涼飲料工業会）	●			
[28] ビール（ビール酒造組合）	●			
[29] 建設（日本建設業連合会）	●			●
[30] 航空（定期航空協会）		●		
[31] 通信（N T Tグループ）		●		
[32] 印刷（日本印刷産業連合会）	●			
[33] 住宅（住宅生産団体連合会）	●			
[34] 不動産（不動産協会）	●		▲（取組内容のみ）	
[35] 工作機械（日本工作機械工業会）	●			
[36] 貿易（日本貿易会）	●			
[37] 百貨店（日本百貨店協会）		●		●
[38] 鉄道（東日本旅客鉄道）	●			●
[39] 海運（日本船主協会）				
[40] 銀行（全国銀行協会）			●	
[41] 損害保険（日本損害保険協会）	▲（取組内容のみ）		▲（取組内容のみ）	▲（取組内容のみ）

出典：環境自主行動計画（循環型社会形成編—2014年度フォローアップ調査結果）＜個別業種版＞（日本経済団体連合会）及び各業界団体への問合せより作成

【重点取組事項】

①「質」にも着目した循環資源の利促進・高度化

B. 貴重な資源を含む小型家電等の使用済製品から、ベースメタル、貴金属、レアメタル等の有用金属の回収を推進するための新たなリサイクル・システムの構築を目指す。また、自動車や超硬工具等のレアメタル等を多く含む主要製品全般を横断的に対象として、レアメタル等のリサイクルに係る最適な対応策を幅広く検討する。

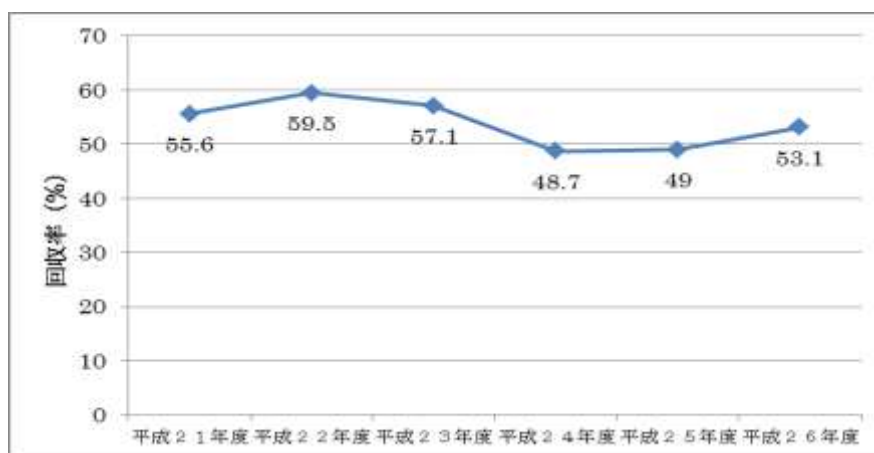
【指標】

○小型家電リサイクル法に基づき再資源化を目的として回収された小型家電の量 (P.5 ①)

B. 参照)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度(目標)	
	小型家電回収量			備考
市町村からの回収量	20,507トン	38,546トン	—	市町村が回収し、認定事業者等に引き渡した量
小売店等からの回収量	3,464トン	11,945トン	—	認定事業者が小売店等から回収した量
合計	23,971トン	50,491トン	回収目標 140,000トン	

○家電リサイクル法に基づく回収率 (P.5 ①B. 参照)



※回収率＝適正に回収・リサイクルされた台数／出荷台数

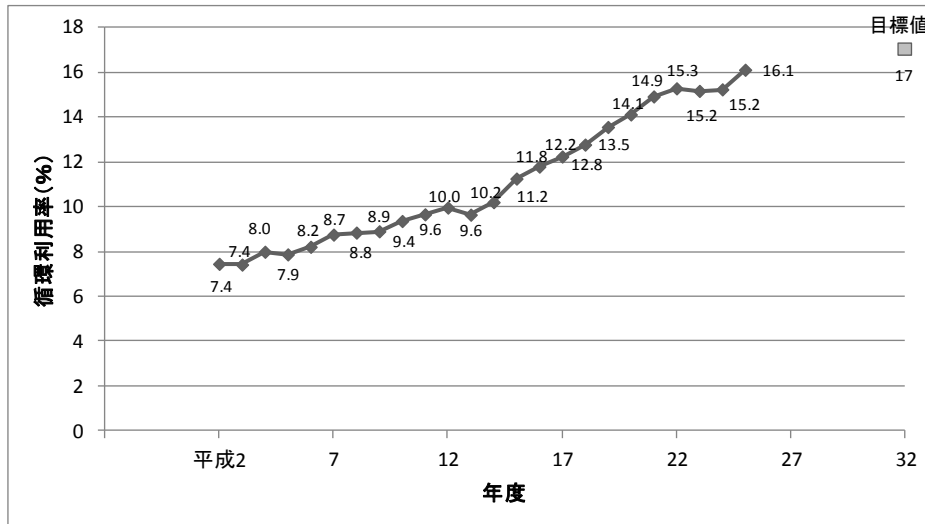
【重点取組事項】

①「質」にも着目した循環資源の利促進・高度化

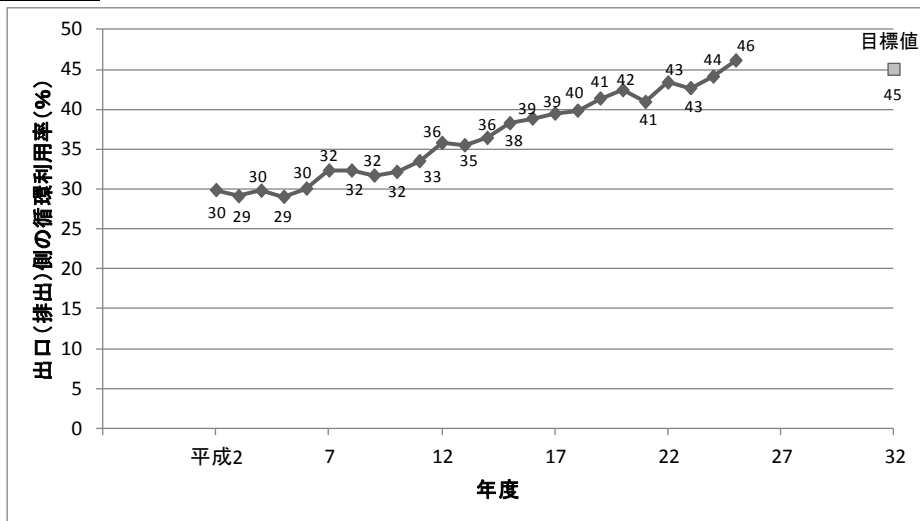
- c. リサイクルの質を向上させ、水平リサイクルのような高度なリサイクルを定着させることを目指し、
- a. 循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携の促進
  - b. 高付加価値化、リサイクル費用の低減に向けた技術の開発・普及
  - c. その他制度面での検討も含めた、リサイクルに資する各種施策の推進を行う。この際、資源の重要性を踏まえつつ、リサイクルを行うことで、かえって必要なエネルギー量の大幅な増加などの環境負荷を招かないよう、LCAの観点を重視する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの低減を図るための取組の検討を進める。

【指標】

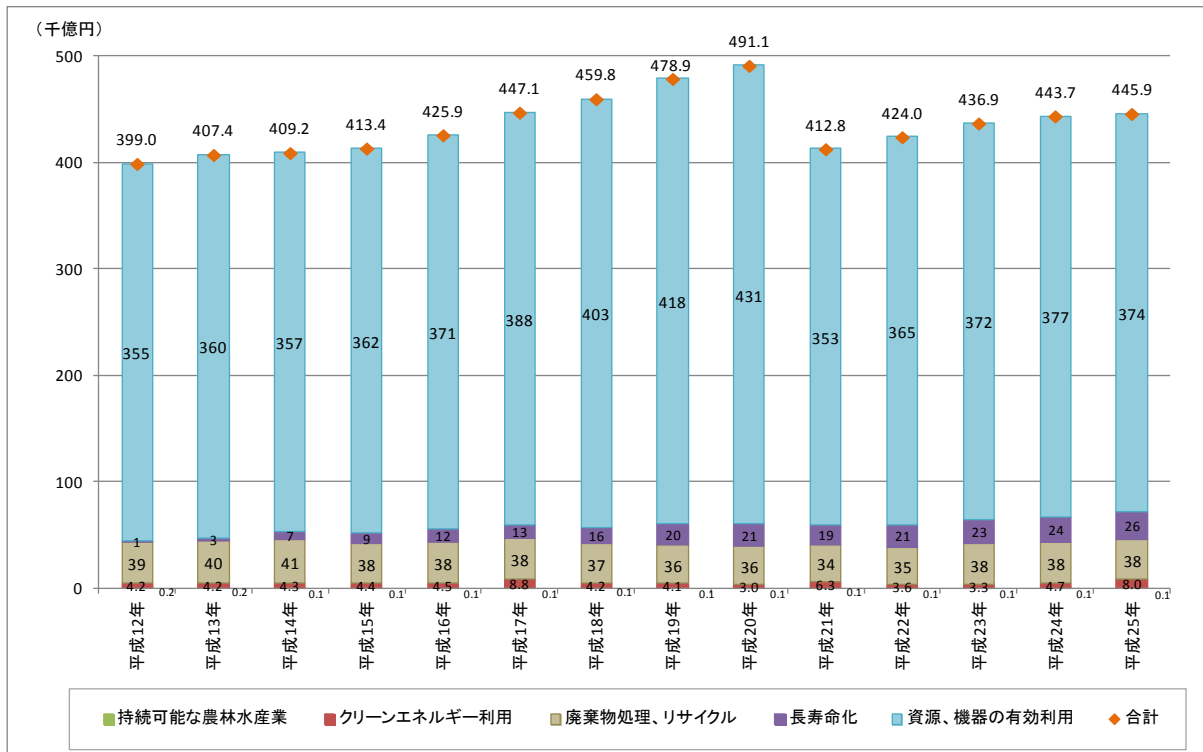
○循環利用率



○出口側の循環利用率



## ○循環型社会ビジネス市場規模



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」（毎年）（環境省）のうち、循環産業に関わると考えられる部分(\*)のみを抽出・合算

### 【重点取組事項】

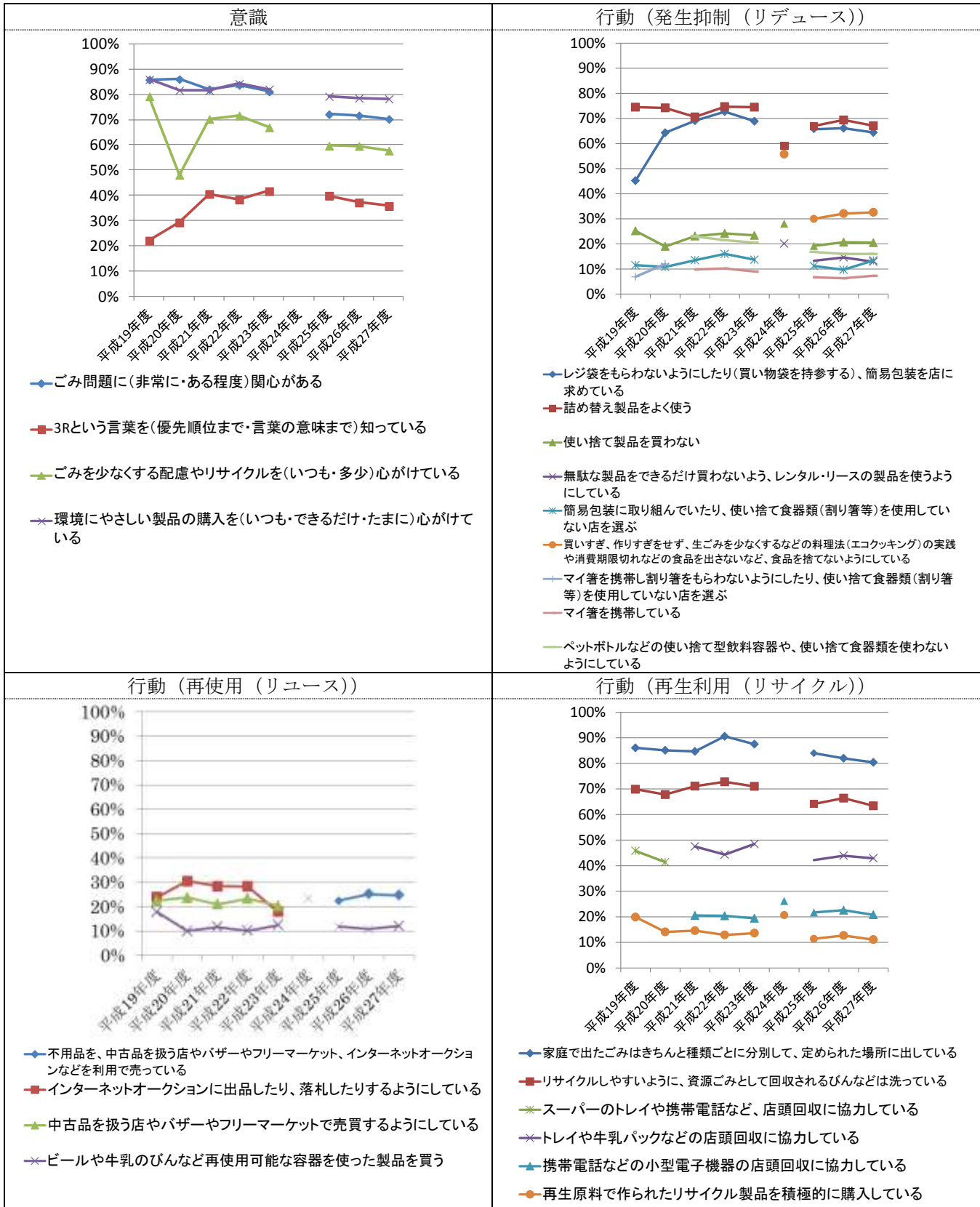
- ① 「質」にも着目した循環資源の利促進・高度化
- D. 循環利用時・処分時に生じる有害物質の適正な処理や災害に強い廃棄物処理体制の構築などの安全・安心の観点からの取組を強化する。

### 【指標】

○循環利用率（P.6 ①C.参照）

○出口側の循環利用率（P.6 ①C.参照）

## ○具体的な3R行動の実施率





## ○各種リサイクル法の法定目標

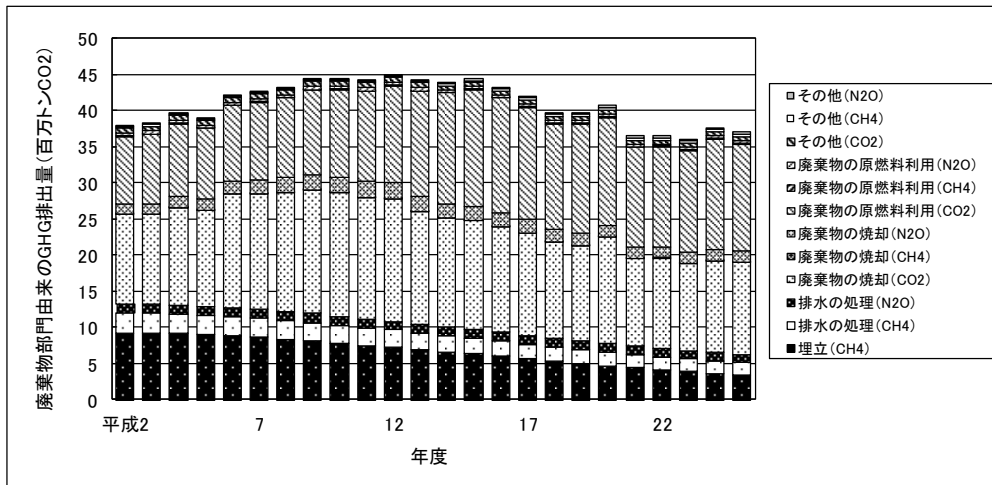
	容器包装リサイクル法 (H7.6制定) (H18.6改正)	家電リサイクル法 (H10.6制定)	建設リサイクル法 (H12.5制定)	食品リサイクル法 (H12.6制定) (H19.6改正)	自動車リサイクル法 (H14.7制定)	小型家電リサイクル法 (H24.8制定)
対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スチール缶、アルミ缶、ガラスびん</li> <li>• 段ボール、紙パック、紙製容器包装</li> <li>• ペットボトル、プラスチック製容器包装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• エアコン</li> <li>• テレビ</li> <li>• 冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>• 洗濯機・衣類乾燥機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コンクリート</li> <li>• コンクリート及び鉄からなる建設資材</li> <li>• 木材</li> <li>• アスファルト・コンクリート塊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造、流通、外食等の食品関連事業者から排出される食品廃棄物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用済自動車に含まれるシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用済小型電子機器等 (※政令で品目を指定)</li> </ul>
目標値	—	エアコン 80% ブラウン管テレビ 55% 液晶・プラズマテレビ 74% 冷蔵庫・冷凍庫 70% 洗濯機・衣類乾燥機 82%	コンクリート塊 95% 建設発生木材 95% アスファルト・コンクリート塊 95%	食品製造業 95% 食品卸売業 70% 食品小売業 55% 外食産業 50% ※上記は全て平成31年度までの目標	自動車破砕残さ 50% (平成22年度～)、 70%(平成27年度～) エアバッグ類 85%	一年当たり14万トン(一人一年当たりに換算すると約1kg) ※平成27年度までの目標
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成26年度の自治体による分別収集実施率は、</li> <li>• 缶、びん、段ボール、ペットボトルは9割以上。</li> <li>• 紙パックは約8割。</li> <li>• プラスチック製容器包装は約7割。</li> <li>• 紙製容器包装は約4割。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再商品化率は、エアコン92%、ブラウン管式テレビ75%、液晶・プラズマテレビ89%、冷蔵庫・冷凍庫80%、洗濯機・衣類乾燥機88%。(平成26年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再資源化等率は、アスファルト・コンクリート塊99.5%、コンクリート塊99.3%、建設発生木材94.4%。(平成24年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生利用等実施率は、食品製造業95%、食品卸売業58%、食品小売業45%、外食産業25%。(平成25年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自動車製造業者等による再資源化率は、シュレッダーダスト96.8～98.1%、エアバッグ類94～95%。(平成26年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成25年度(施行初年度)の再資源化量は約2.4万t。うち認定事業者の再資源化量1.3万tから回収された金属は約7,500t(鉄6,600t、アルミ500t、銅380t、金46kgなど)。</li> <li>• 市町村参加率は約6割</li> </ul>

【重点取組事項】

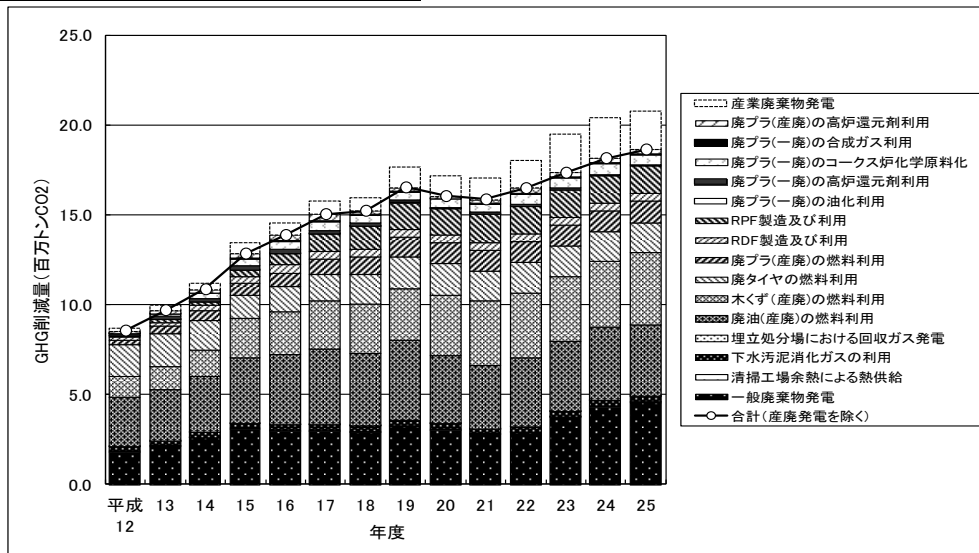
② 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組

A. 3R の取組が進めば、廃棄物の焼却量や埋立量が減少し、廃棄物部門由来の温室効果ガスの排出量もこれにより減少する。このことを十分踏まえ、低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも 3R の取組を進め、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る。また、バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や廃棄物発電等への活用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を抑制する。

○廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の推移



○廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量



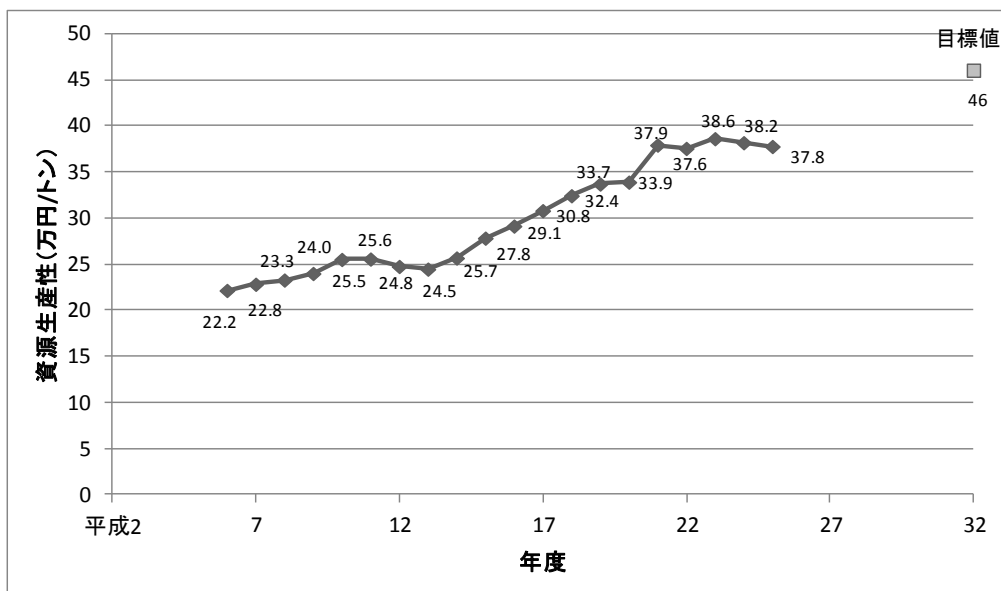
【重点取組事項】

② 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組

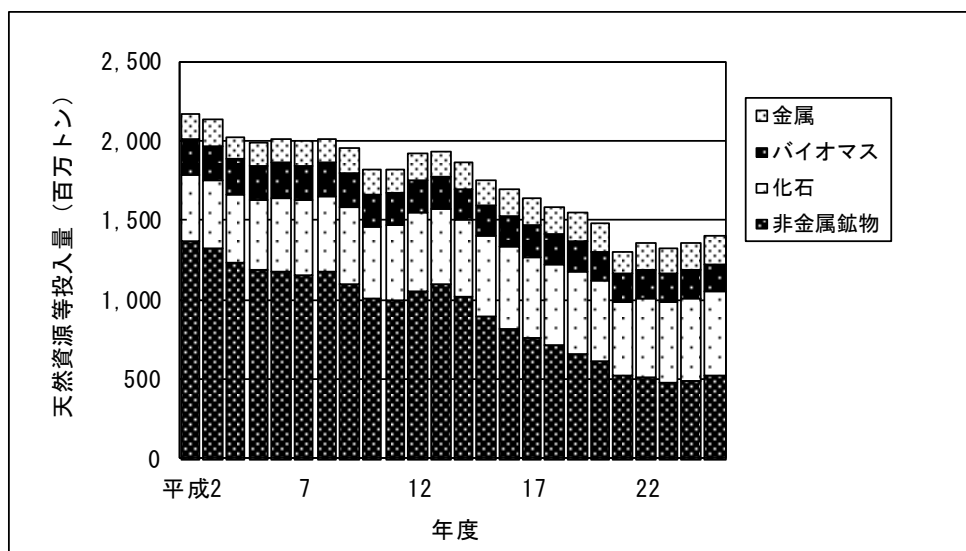
B. 化石系資源や鉱物資源の投入量の抑制は、資源採取に伴う生物の生息・生育環境の損失の防止につながる。また、自然界での再生可能なバイオマス系循環資源を活用することで、農地・森林の保全や里地里山固有の生態系の保全が図られる。このことを十分踏まえ、化石系資源や鉱物資源の効率的な使用や持続可能な農林漁業の推進を行うとともに、農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。

【指標】

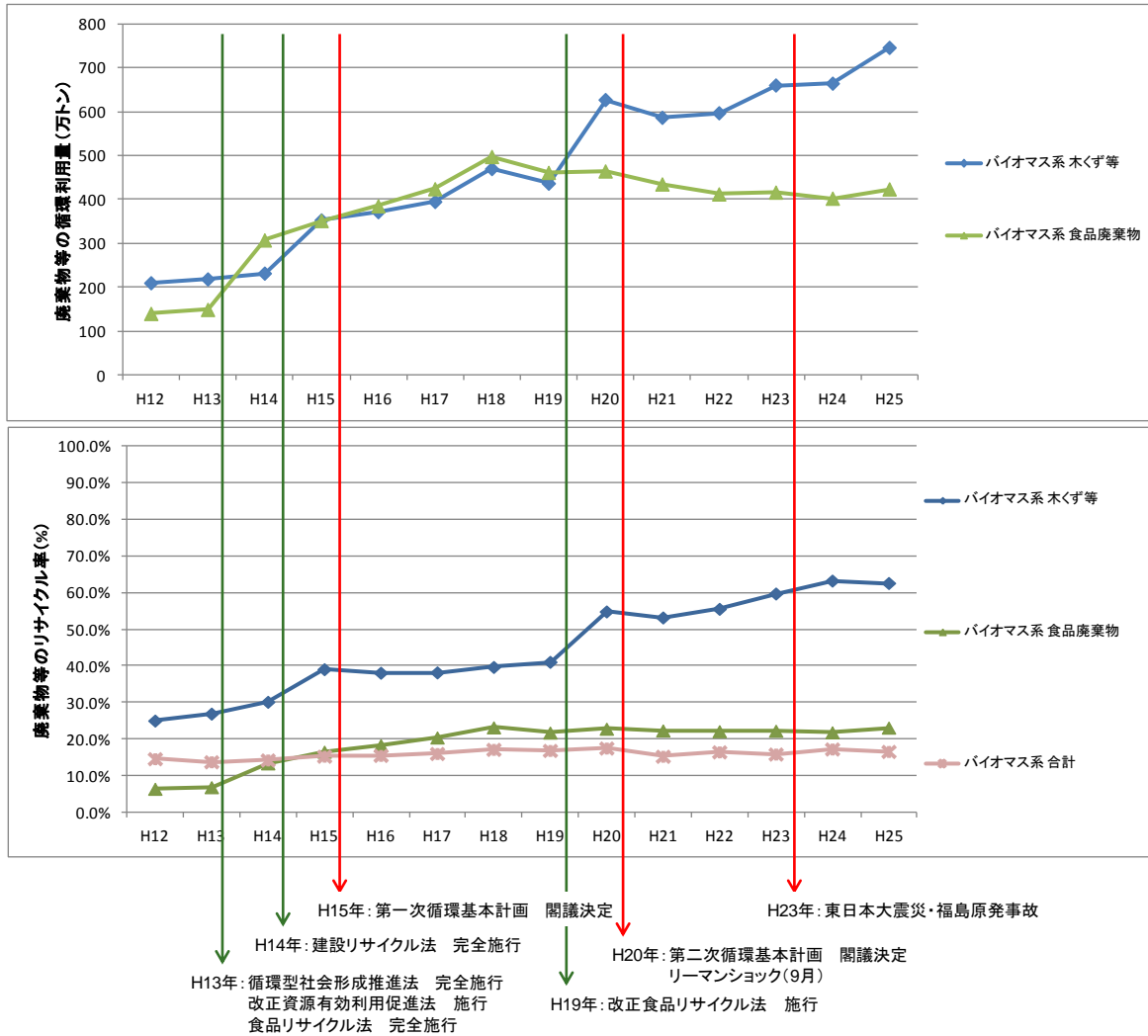
○資源生産性



○天然資源等投入量の資源種別の推移

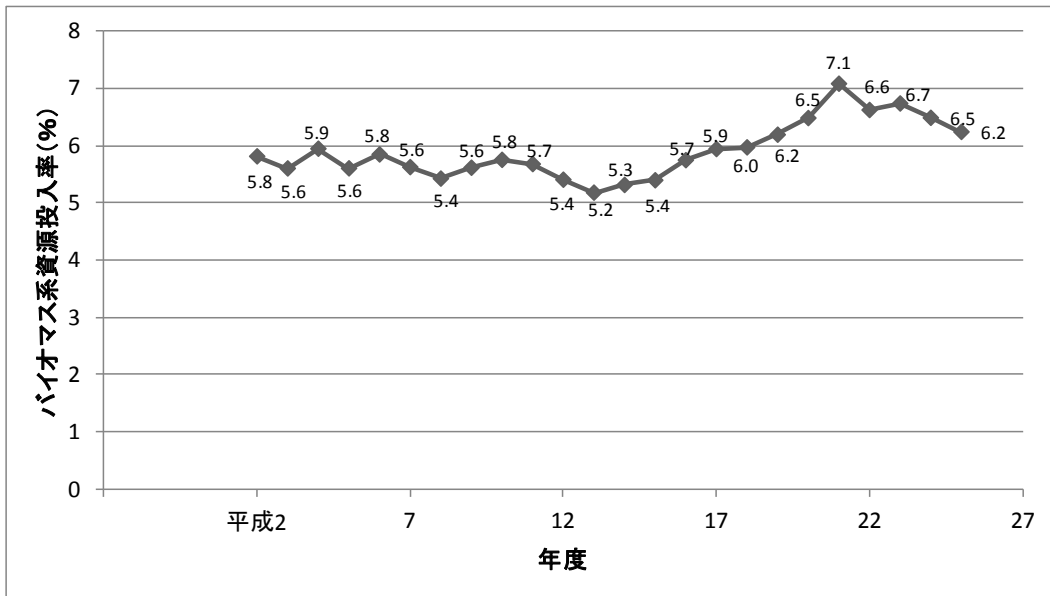


## ○バイオマス系の廃棄物等のリサイクル率の推移



出典: 「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」(環境省)より作成

## ○バイオマス系資源投入量



※バイオマス系資源投入率=国内のバイオマス系天然資源等投入量/天然資源等投入量

### 【重点取組事項】

#### ③ 2R を重視したライフスタイルの変革

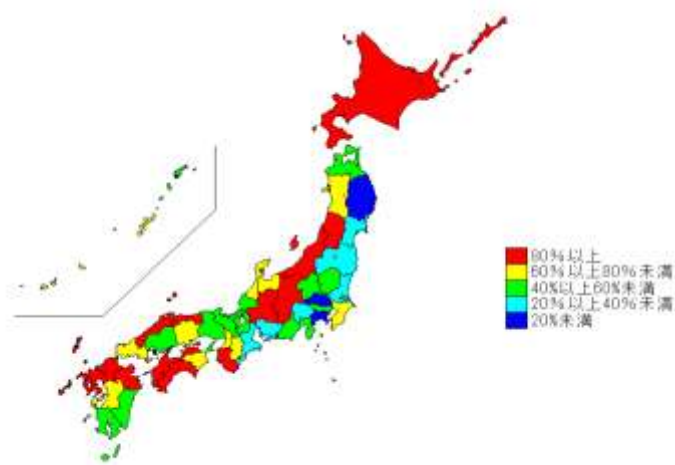
A. リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））の取組がより進む社会システムの構築を目指す。このため、以下の取組を実施する。

- a. 国民・事業者が行うべき具体的な 2R の取組を制度的に位置付けることを検討する。
- b. リサイクルも含めて、個々の消費者・事業者が実際に取り組むことができる 3R 行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する（3R 行動効果の見える化）
- c. リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係るビジネスの市場につながるような環境を整備する。

この際、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方について検討する。

### 【指標】

#### ○生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率



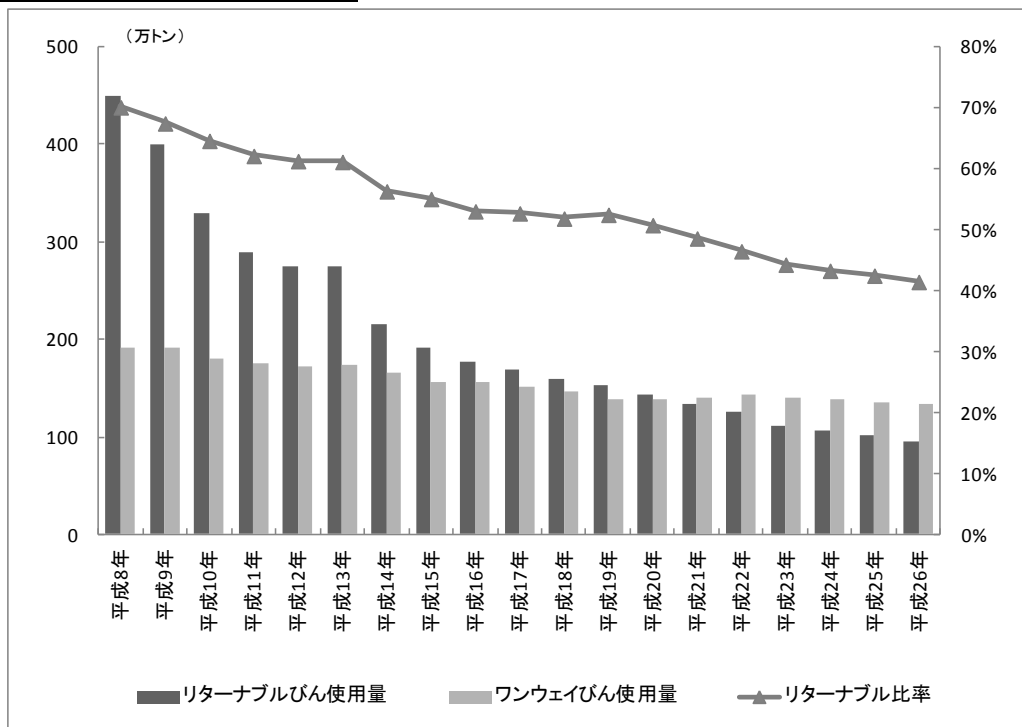
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）平成 25 年度調査結果「処理状況 全体集計結果」より作成  
※事業系ごみの全国のごみ処理有料化実施自治体率は、平成 25 年度は 85.0%。

## ○廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ごみ問題への関心									
ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	85.9%	86.1%	82.1%	83.8%	81.2%		72.2%	71.7%	70.3%
3R の認知度									
3R という言葉を（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている	22.1%	29.3%	40.6%	38.4%	41.7%		39.9%	37.2%	35.8%
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識									
ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心がけている	79.3%	48.2%*	70.3%	71.7%	67.0%		59.7%	59.6%	57.8%
ごみの問題は深刻だと思いつながらぬ、多くのものを買い、多くのものを捨てている	7.0%	3.8%	10.0%	10.8%	11.3%		12.4%	13.6%	12.7%
グリーン購入に対する意識									
環境にやさしい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心がけている	86.0%	81.7%	81.6%	84.3%	82.1%		79.3%	78.7%	78.3%
環境にやさしい製品の購入をまったく心がけていない	11.0%	14.0%	14.6%	12.5%	14.8%		15.0%	15.4%	15.6%

## ○具体的な 3 R 行動の実施率 (P. 8 ①D. 参照)

### ○びんのリユース率の推移



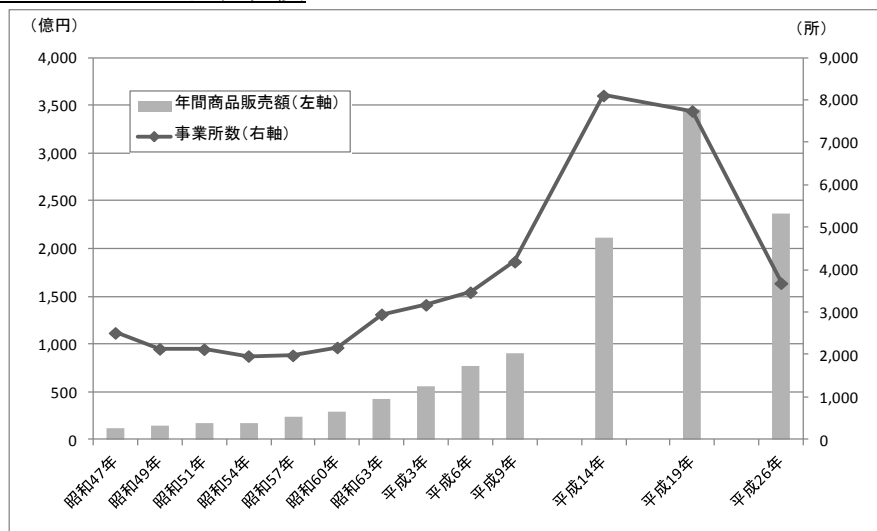
出典：平成 25 年までの値は、ガラスびん 3 R 促進協議会提供資料より作成

※リターナブル比率＝リターナブル使用量 / (リターナブルびん使用量 + ワンウェイびん使用量)

平成 26 年の値は、「ガラスびんのマテリアル・フロー図 (平成 26 年実績)」(ガラスびん 3 R 促進協議会)より作成

※リターナブル比率＝リターナブル使用量 / (リターナブルびん使用量 + (ワンウェイびん投入量 + ワンウェイびん輸入量))

## ○リユース・シェアリング市場規模



出典：経済産業省「商業統計」（リユース市場規模）

※平成26年の値は速報値

※平成3年の値は平成6年と対応可能になるよう再集計された値を利用。

【重点取組事項】

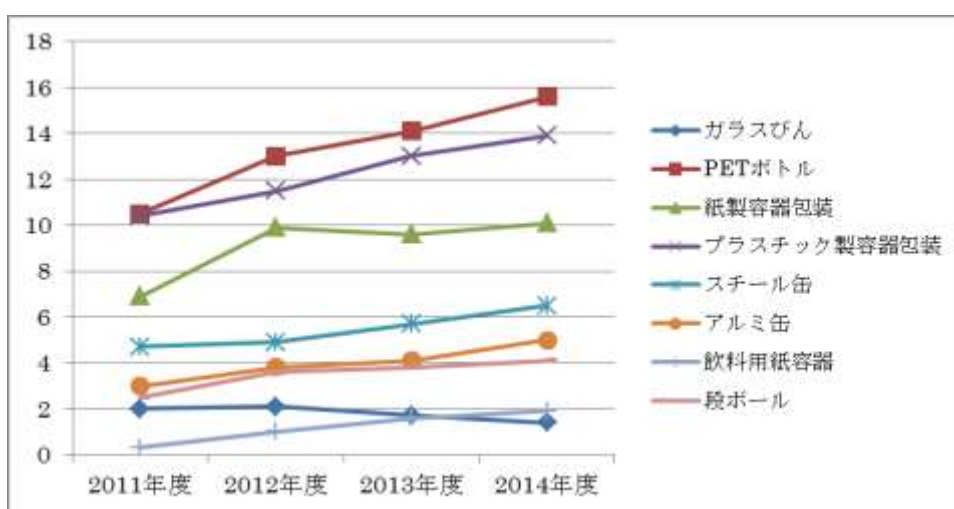
③ 2R を重視したライフスタイルの変革

B. 2R の取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の軽量化、リターナブル容器の利用、長期間使用することのできる製品の開発等の川上の事業者の積極的取組が必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。

【指標】

○容器包装の軽量化のデータ

・ 3R 推進団体連絡会第二次自主行動計画記載の 2004 年度比の軽量化率



○びんのリユース率の推移 (P. 14 ②B. 参照)

○製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況 (P. 1 ①A. 参照)



【重点取組事項】

④地域循環圏の形成

各都市・各農村において、廃棄物として処分され、又は未利用のままになっているバイオマス系循環資源等を収集し、地域内で循環利用することができれば、循環型社会の形成に資するのみではなく、地域振興、地域経済の活性化等を図ることができる。

このため、循環資源の種類によって、循環させることが適当な範囲が異なってくることを十分踏まえつつ、地方公共団体等の各主体が連携・協働して形成する最適な規模の地域循環圏を構築できるよう、地域循環圏の概念の高度化や更なる発展のための戦略的な計画を策定することを検討する。

【指標】

○バイオマス系の廃棄物等のリサイクル率の推移 (P. 12 ②B. 参照)

○地方公共団体による循環基本計画の策定数 (平成 25 年度)

	全市区町村数	策定市区町村数	策定率		全市区町村数	策定市区町村数	策定率
北海道	179	126	70.4%	滋賀県	19	18	94.7%
青森県	40	26	65.0%	京都府	26	23	88.5%
岩手県	33	31	93.9%	大阪府	43	38	88.4%
宮城県	35	33	94.3%	兵庫県	41	35	85.4%
秋田県	25	21	84.0%	奈良県	39	20	51.3%
山形県	35	31	88.6%	和歌山県	30	26	86.7%
福島県	59	41	69.5%	鳥取県	19	14	73.7%
茨城県	44	32	72.7%	島根県	19	16	84.2%
栃木県	26	22	84.6%	岡山県	27	23	85.2%
群馬県	35	25	71.4%	広島県	23	21	91.3%
埼玉県	63	58	92.1%	山口県	19	17	89.5%
千葉県	54	47	87.0%	徳島県	24	18	75.0%
東京都	62	59	95.2%	香川県	17	10	58.8%
神奈川県	33	30	90.9%	愛媛県	20	18	90.0%
新潟県	30	23	76.7%	高知県	34	18	52.9%
富山県	15	14	93.3%	福岡県	60	51	85.0%
石川県	19	16	84.2%	佐賀県	20	17	85.0%
福井県	17	14	82.4%	長崎県	21	14	66.7%
山梨県	27	19	70.4%	熊本県	45	28	62.2%
長野県	77	62	80.5%	大分県	18	15	83.3%
岐阜県	42	38	90.5%	宮崎県	26	18	69.2%
静岡県	35	33	94.3%	鹿児島県	43	30	69.8%
愛知県	54	52	96.3%	沖縄県	41	27	65.9%
三重県	29	20	69.0%	計	1742	1388	79.7%

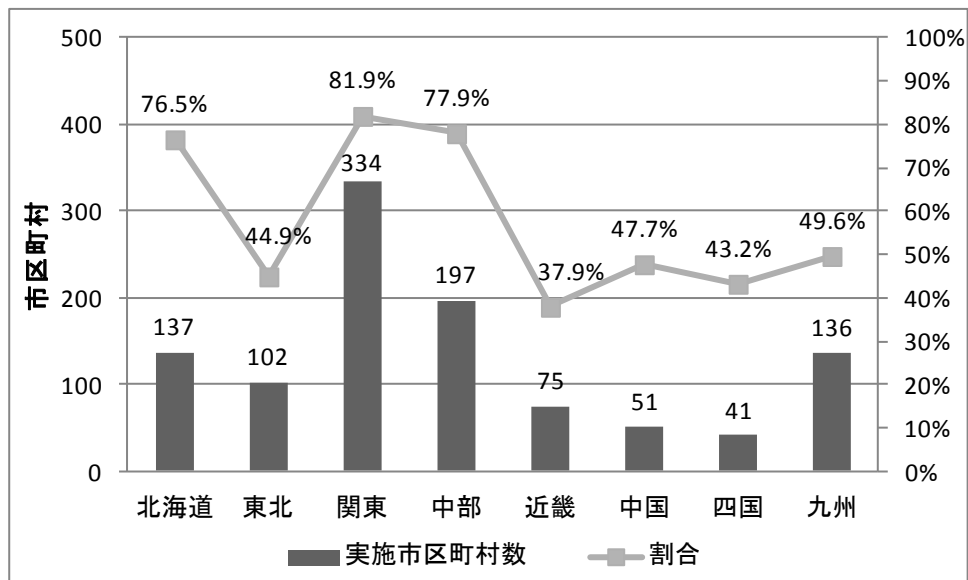
出典：環境省調べ（毎年度）

## ○地域循環圏形成のための取組数

### ・小型家電リサイクル法 実施市区町村数（割合）

平成 27 年 4 月時点：1,073 市区町村（61.6%）（再掲）

（内訳（地域別実施市区町村数及び地域内市区町村数に対する割合））



出典：環境省資料

### ・バイオマス産業都市 選定地域

平成 25 年度選定地域：16 地域

（第一次選定 8 地域+第二次選定 8 地域）

平成 26 年度選定地域：6 地域

平成 27 年度選定地域：12 地域

合計：34 地域

（内訳）

平成 25 年度第一次選定（平成 25 年 6 月）：北海道十勝地域（19 市町村）、北海道下川町、北海道別海町、宮城県東松島市、茨城県牛久市、新潟県新潟市、愛知県大府市、香川県三豊市

平成 25 年度第二次選定（平成 26 年 3 月）：北海道釧路市、北海道興部町、宮城県南三陸町、静岡県浜松市、三重県津市、島根県奥出雲町、岡山県真庭市、岡山県西粟倉村

平成 26 年度：富山県射水市、兵庫県洲本市、島根県隠岐の島町、福岡県みやま市、佐賀県佐賀市、大分県佐伯市

平成 27 年度：北海道平取町、宮城県大崎市、山形県最上町、栃木県茂木町、山梨県甲斐市、京都府京丹後市、京都府南丹市、島根県飯南町、岡山県津山市、福岡県宗像市、大分県白杵市、宮崎県小林市

出典：「バイオマス産業都市の選定地域（平成 27 年 11 月 9 日修正）」（農林水産省）

## ・エコタウン事業 承認地域

平成 27 年 12 月現在：26 地域

(内訳 (自治体及び承認年月))

川崎市：平成 9 年 7 月、北九州市：平成 9 年 7 月、岐阜県：平成 9 年 7 月、長野県飯田市：平成 9 年 7 月、福岡県大牟田市：平成 10 年 7 月、札幌市：平成 10 年 9 月、千葉県・千葉市：平成 11 年 1 月、秋田県：平成 11 年 11 月、宮城県鶯沢町 (現・栗原市)：平成 11 年 11 月、高知県高知市：平成 12 年 12 月、北海道：平成 12 年 6 月、広島県：平成 12 年 12 月、熊本県水俣市：平成 13 年 2 月、山口県：平成 13 年 5 月、香川県直島町：平成 14 年 3 月、富山県：平成 14 年 5 月、青森県：平成 14 年 12 月、兵庫県：平成 15 年 4 月、東京都：平成 15 年 10 月、岡山県：平成 16 年 3 月、岩手県：平成 16 年 8 月、愛知県：平成 16 年 9 月、三重県鈴鹿市：平成 16 年 10 月、大阪府：平成 17 年 7 月、三重県四日市市：平成 17 年 9 月、愛媛県：平成 18 年 1 月

出典：「エコタウン事業の承認地域マップ」(環境省)

## ・食品リサイクル・ループ

食品リサイクル法上の再生利用事業計画の認定 (食品リサイクル・ループ)：53 件

出典：「再生利用事業計画認定一覧表 (平成 27 年 12 月末時点)」(農林水産省)

## 【重点取組事項】

### ⑤循環分野における環境産業の育成

A. 廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、有用な資源を回収し、それを積極的に循環利用する循環分野における環境産業の確立を目指す。また、循環型社会の形成を通じて、環境配慮を通じた成長の達成やグリーン・イノベーションの実現に向けた取組を推進する。そのためには、個々の廃棄物処理事業者の企業努力に加えて、水平リサイクルのような高度なりサイクルが社会的に評価され、持続可能性を持って社会に定着することが必要となる。他方で、リサイクルを推進することで、廃棄物が不法に運搬・処理されるような事態とならないよう留意する必要がある。

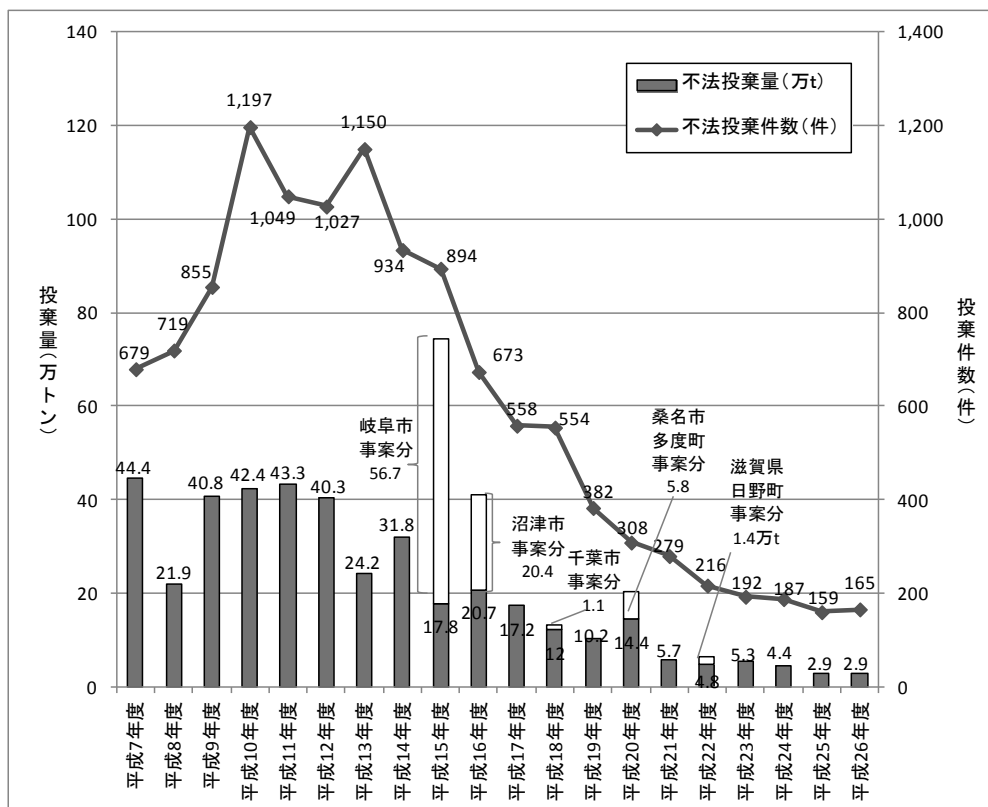
これらを十分踏まえ、①に規定する取組を進める。

## 【指標】

### ○循環利用率 (P. 6 ①C. 参照)

### ○グリーン購入の意識 (P. 14 ②A. 参照)

### ○不法投棄の発生件数・投棄量



出典：「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」（環境省報道発表資料（平成27年12月28日）の「不法投棄件数及び投棄量」

※1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

※2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

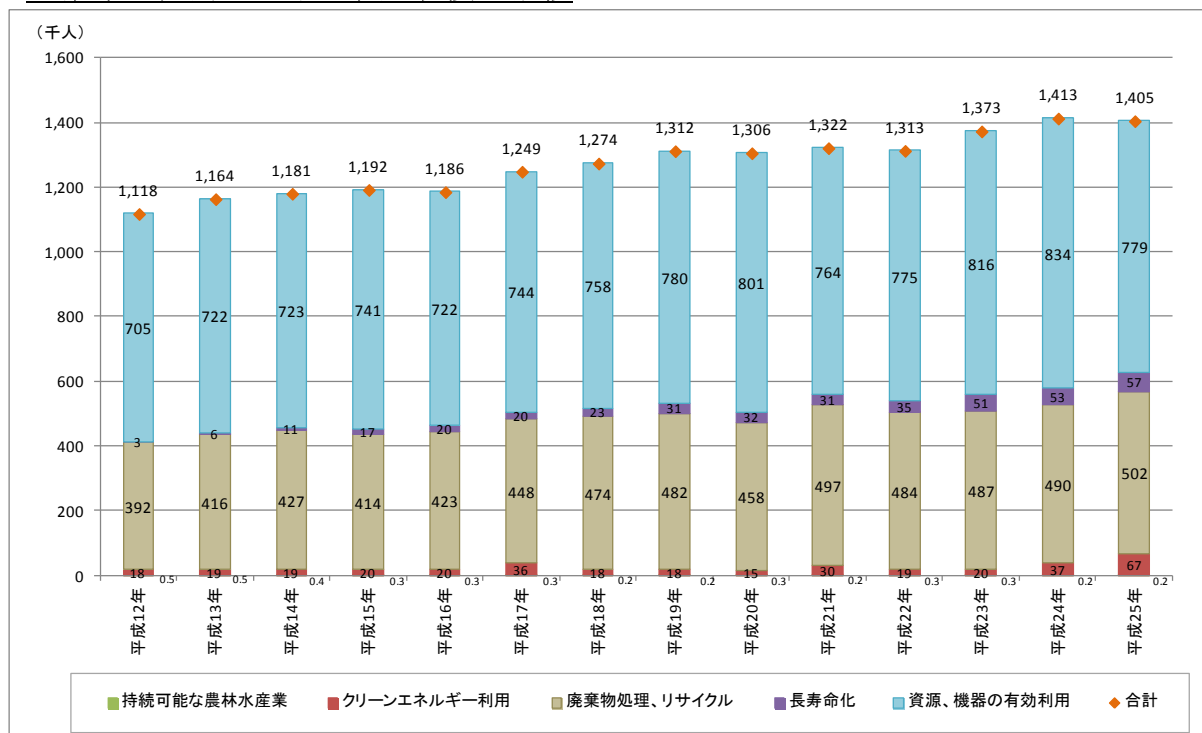
上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

※3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

○循環型社会ビジネス市場規模 (P.7 ②A.参照)

○循環型社会ビジネス雇用規模の推移



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」(毎年)(環境省)のうち、循環産業に関わると考えられる部分(\*)のみを抽出・合算

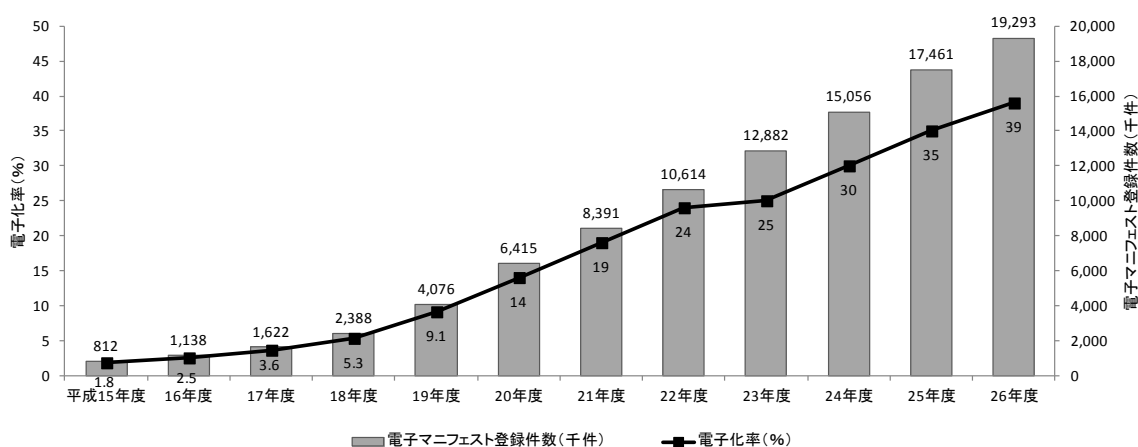
【重点取組事項】

⑤循環分野における環境産業の育成

B. 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行うような事業者が淘汰されるような環境整備を図るため、優良産廃処理業者認定制度の普及や優良事例の情報発信を強化する。また、排出事業者、処理業者の情報管理の合理化を図るため、電子マニフェスト等の情報技術の一層の活用を図る。

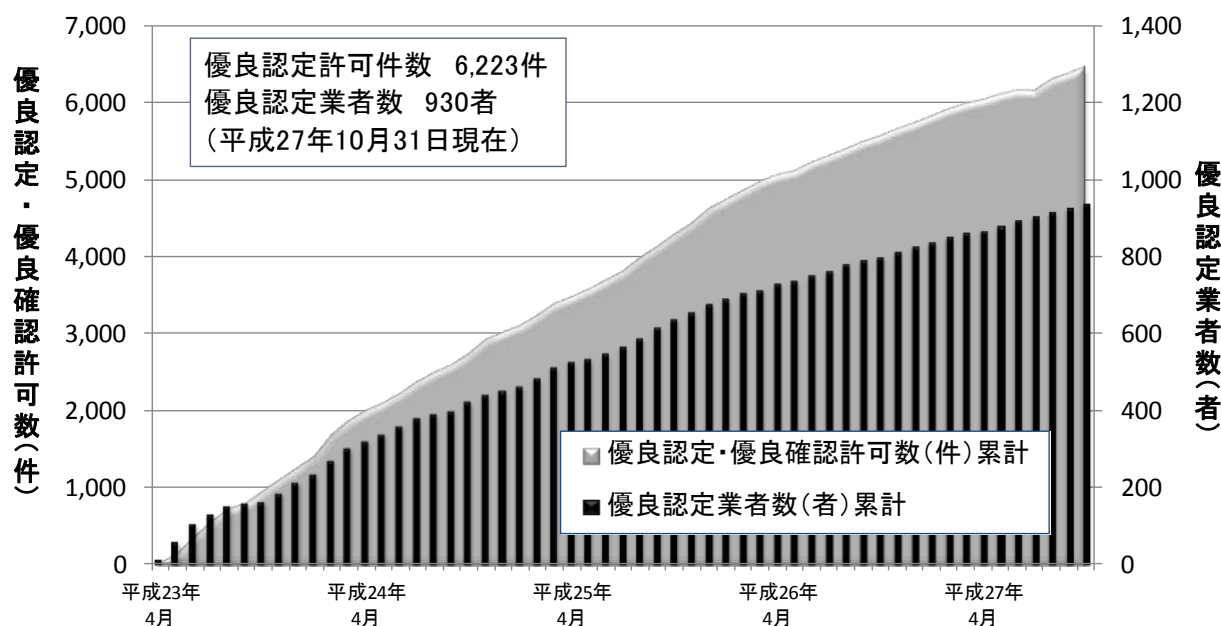
【指標】

○電子マニフェストの普及率



出典：「電子マニフェスト登録件数及び電子化率」（毎年度）（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）

○優良認定された産業廃棄物処理業者数



出典：地方自治体からの報告に基づき作成（環境省）

※優良認定されてから把握されるまで数週間程度要するため、平成27年9月～27年10月の数は暫定値。

【重点取組事項】

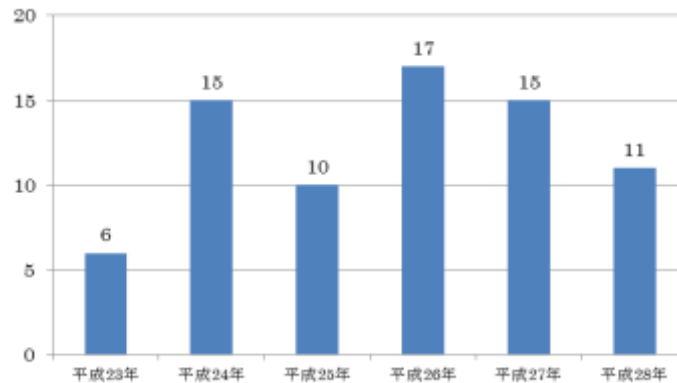
⑤循環分野における環境産業の育成

C. 我が国の高い 3R 技術を地球規模の循環型社会の構築にいかすとともに、我が国の産業の発展、ひいては経済成長に貢献するため、循環分野における環境産業の海外展開を支援する。

【指標】

○海外展開支援数

・我が国循環産業海外展開事業化促進業務における実現可能性調査実施件数【環境省】



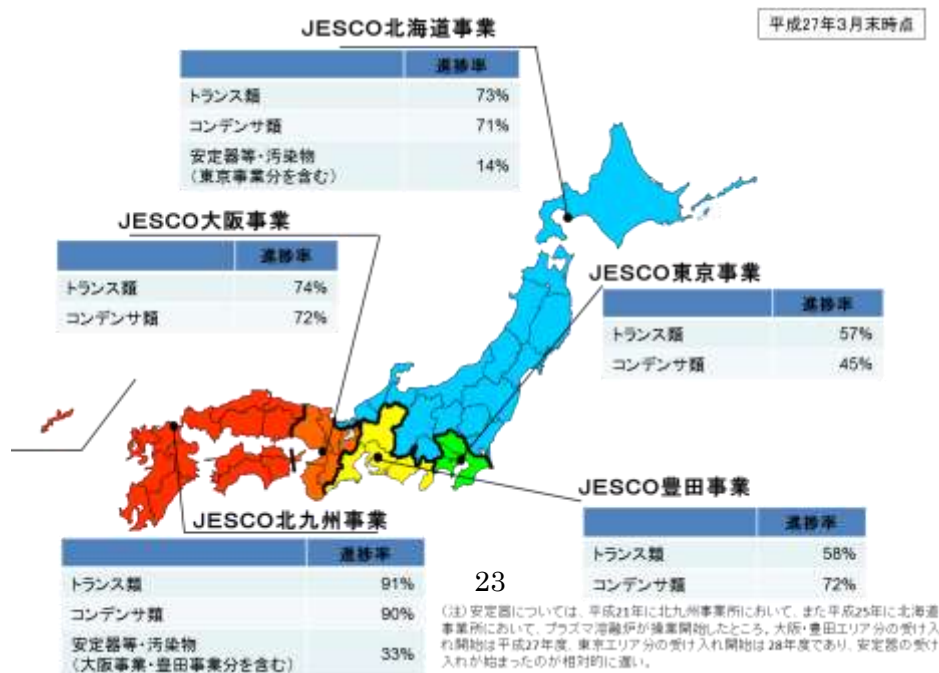
【重点取組事項】

⑥安全・安心の観点からの取組の強化

A. 循環型社会の形成を図る上では、有害物質を含む循環資源について、環境・健康に悪影響を及ぼさないよう、適正に処分又は循環利用を行うことが必要不可欠であることから、アスベスト、PCB、鉛等の有害物質について、最新の科学的知見に基づき、適正処理を図る。

【指標】

○PCBの処理状況



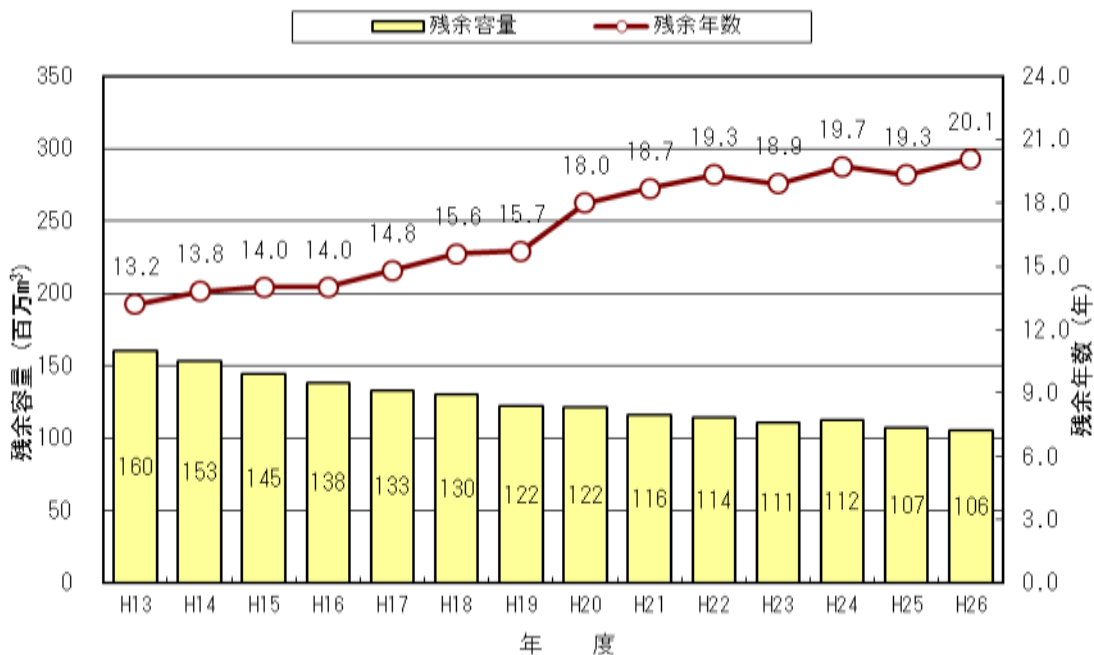
【重点取組事項】

⑥安全・安心の観点からの取組の強化

D. 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。

【指標】

○最終処分場残余容量



【重点取組事項】

⑥安全・安心の観点からの取組の強化

E. 廃棄物の適正な処分の確保を図るとともに、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の把握に資するため、産業廃棄物の移動や処理の状況を電子的に把握できる電子マニフェストの普及を促進する。

【指標】

○電子マニフェストの普及率 (P. 22 ⑤B. 参照)



**【重点取組事項】**

⑦国際的な取組の推進

A. 開発途上国においては、有用金属の他、鉛などの有害物質が含まれる電気電子機器廃棄物やこれが混ざったスクラップ、プラスチック等の不適正処理による環境及び健康への悪影響の懸念が高まっている。他方で、これらの循環資源は貴重な国内資源であり、これを国内で循環利用すれば、新たな天然資源の投入の抑制にもつながる。上記を踏まえ、開発途上国の旺盛な資源需要を背景に輸出が増加している循環資源について、国内での利用の促進を図る。このため、リユースの普及や水平リサイクル等の高付加価値化・低コスト化に向けた技術開発、普及支援、人材育成などの必要な環境整備を行う。

**【指標】**

○小型家電リサイクル法に基づき再資源化を目的として回収された小型家電の量 (P.5 ①

B. 参照)

○家電リサイクル法に基づく回収率 (P.5 ①B. 参照)

**【重点取組事項】**

⑦国際的な取組の推進

B. 現在、国内で住民が分別排出した循環資源が持ち去られる事例（違法な不用品業者により回収される事例を含む。）が増加しており、特に電気電子機器廃棄物については、持ち去られた後、海外に不適正に輸出されたり、国内で不法投棄されたりしているものもあると考えられる。このため、適正な資源循環を確保する観点から、廃棄物処理法の厳格な運用などにより、資源の持ち去り対策を強化する。

**【指標】**

○小型家電リサイクル法に基づき再資源化を目的として回収された小型家電の量 (P.5 ①

B. 参照)

○家電リサイクル法に基づく回収率 (P.5 ①B. 参照)